



奈市議第160号
平成24年2月24日

奈良市議会議長
上原 篤 様

議会制度検討特別委員長
土田 敏 朗

議会制度検討特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

- 1 調査事項
議会制度全般について
- 2 調査の状況

開催日	調査内容
平成23年12月21日	①意見書の取り扱いについて ②「議案の委員会付託」について ③幹事長会の申し合わせ事項の改善について ④議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑤常任委員会の所管事務の組み直しについて ⑥役員改選（正副議長選）の改革について ⑦『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ⑧「議会基本条例」について ⑨議題追加について ⑩その他
平成24年1月31日	①意見書の取り扱いについて ②「議案の委員会付託」について ③幹事長会の申し合わせ事項の改善について ④議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑤常任委員会の所管事務の組み直しについて ⑥役員改選（正副議長選）の改革について ⑦『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ⑧「議会基本条例」について ⑨議題追加について ⑩その他
平成24年2月24日	①「議案の委員会付託」について ②審議会への議員参画の見直し ③『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ④「議会基本条例」について ⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑦その他

3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
意見書の取り扱いについて	幹事長会に報告し、議会運営委員会で趣旨説明を行い、非公開の議会運営委員会協議会で文案調整後、意見書案を本会議に提出する旨、議会運営委員会に諮るべきものと決定する。
常任委員会の所管事務の組み直しについて	常任委員会の所管を組み替えるべきものと決定する。
役員改選（正副議長選）の改革について	正副議長選挙は立候補制とし、議長の立候補者は所信表明を行うべきものと決定する。
奈良市情報公開条例の改正について	奈良市情報公開条例第2条第1号に規定する「実施機関」に「議会」を追加すべきものと決定する。